

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

加須北川辺線	路線名
加須市中樋遣川字七釜戸二九六七番二地先から加須市大越字堤崎三四四〇番二地先まで	供用開始の区間
令和二年一月三十一日	供用開始の期日
令和二年一月三十一日付け行田県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六二・七〇メートル	備考